

2023年3月

お客さま各位

LASHIC 少額短期保険株式会社

[ほほどほどの医療保険] 約款改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社の取扱っております[ほほどほどの医療保険]の約款（医療保険普通保険約款）について、下記の通り改定いたしましたので、お知らせいたします。

この改定は、すでにご加入されているお客さまにおかれましては、ご契約更新後から適用となります。対象のお客さまには、ご契約の更新時（更新月の2か月前）にご案内書類をお送りいたしますのでご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

記

○改定内容について

主な改定内容は次の通りです。（下線部が改定箇所となります。）

改定前：入院給付金の支払は、1 保険期間において3回を限度とします。

初回契約以降の入院給付金、手術給付金、退院後ケア給付金および付帯する特約の給付金の通算支払額が80万円に達した場合、この保険契約は終了します。

改定後：入院給付金は、入院期間ごとに支払います。

初回契約以降の請求を異にする入院給付金、手術給付金および付帯する特約の給付金の支払回数が3回以上となった場合または入院給付金、手術給付金、退院後ケア給付金および付帯する特約の給付金の通算支払額が80万円に達した場合、この保険契約は終了します。

- ・ 契約が終了となる場合
 - ・ 支払回数が通算3回に達した場合
 - ・ 給付金の通算支払額が80万円に達した場合

※改定内容の詳細につきましては、別紙をご参照ください。

○適用時期

本年3月1日以降に更新を迎えるご契約について、更新日以降、改定後の約款を適用いたします。

なお、この件に関しまして、お客さまにお手続きをいただく必要はございません。

お客さまには、今回の改定につきまして、何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

この件に関する問い合わせは、下記までお願いいたします。
LASHIC 少額短期保険株式会社
Tel：03-6712-6436（平日9時～17時）
メール：info@lashic.net

以上

医療保険約款 新旧対照表

医療保険普通保険約款（旧）	医療保険普通保険約款（新）	備 考											
<p style="text-align: center;">医療保険普通保険約款</p> <p>（給付金の支払）</p> <p>第1条</p> <p>2 入院給付金の支払については、以下のとおり取り扱います。</p> <p>(6)入院給付金の支払は、<u>1 保険期間において3回を限度とします。</u></p> <p>(7)入院給付金は入院期間ごとに支払います。</p> <p>3 手術給付金の支払については、以下のとおり取り扱います。</p> <p>(1)保険期間中に時を異にして支払事由に定める手術を2回以上受けた場合で、手術の翌日から起算して60日以内に次の手術を行ったときは、手術の種類または傷病が同一であるか否かにかかわらず、これを1回の手術とみなします。この場合、更新日以降に次の手術を行ったときも、これを1回の手術とみなします。</p> <p>(2)手術給付金の支払は、<u>1 保険期間において3回を限度とします。</u></p> <p>4 退院後ケア給付金の支払については、以下のとおり取り扱います。</p> <p>(4)退院後ケア給付金の支払は、<u>1 保険期間において3回を限度とします。</u></p> <p>第2条 第1条（給付金の支払）の規定にかかわらず、以下のいずれかの傷病や症状等による支払事由については、給付金の支払が制限されます。</p>	<p style="text-align: center;">医療保険普通保険約款</p> <p>（給付金の支払）</p> <p>第1条</p> <p>2 入院給付金の支払については、以下のとおり取り扱います。</p> <p>(6)入院給付金は、<u>入院期間ごとに支払います。</u></p> <p>(7)削除</p> <p>3 手術給付金の支払については、保険期間中に時を異にして支払事由に定める手術を2回以上受けた場合で、手術の翌日から起算して60日以内に次の手術を行ったときは、手術の種類または傷病が同一であるか否かにかかわらず、これを1回の手術とみなします。この場合、更新日以降に次の手術を行ったときも、これを1回の手術とみなします。</p> <p>削除</p> <p>4 退院後ケア給付金の支払については、以下のとおり取り扱います。</p> <p>削除</p> <p>第2条 第1条（給付金の支払）の規定にかかわらず、以下のいずれかの傷病や症状等による支払事由については、給付金の支払が制限されます。</p>	<p>該当箇所のみを抜粋して記載し、変更箇所に____で示しております。</p>											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 65%;">対象となる傷病や症状等</th> <th style="width: 30%;">給付金の支払制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">①</td> <td>流産のおそれや早産のおそれ、および異常妊娠等</td> <td><u>労働基準法第65条に規定されている産前・産後の休職期間内の就業不能は、給付日数に算入しませ</u></td> </tr> </tbody> </table>		対象となる傷病や症状等	給付金の支払制限	①	流産のおそれや早産のおそれ、および異常妊娠等	<u>労働基準法第65条に規定されている産前・産後の休職期間内の就業不能は、給付日数に算入しませ</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 65%;">対象となる傷病や症状等</th> <th style="width: 30%;">給付金の支払制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">①</td> <td>流産のおそれや早産のおそれ、および異常妊娠等</td> <td>(削除) 給付金の支払は、その要因にかかわらず、すべての保険期間を通じ</td> </tr> </tbody> </table>		対象となる傷病や症状等	給付金の支払制限	①	流産のおそれや早産のおそれ、および異常妊娠等	(削除) 給付金の支払は、その要因にかかわらず、すべての保険期間を通じ
	対象となる傷病や症状等	給付金の支払制限											
①	流産のおそれや早産のおそれ、および異常妊娠等	<u>労働基準法第65条に規定されている産前・産後の休職期間内の就業不能は、給付日数に算入しませ</u>											
	対象となる傷病や症状等	給付金の支払制限											
①	流産のおそれや早産のおそれ、および異常妊娠等	(削除) 給付金の支払は、その要因にかかわらず、すべての保険期間を通じ											

ん。また、給付金の支払は、その要因にかかわらず、すべての保険期間を通じて1回とし、保険期間が連続していない場合であっても、保険期間が連続している場合と同様に取り扱います。

第3条

(9)戦争・事変・暴動（備考第5項および第6項参照）、地震・噴火・津波の事故に伴う傷病および原子力施設内で働いたことのある人の原子力の事故・災害に伴う傷病

第4条 当社が当月1日から末日までに保険契約の申込を受けその申込を承諾したときは、翌月1日を責任開始日とします。

2 当社の保険責任は責任開始日の午前0時に始まります。

挿入

第7条 当社は保険証券に代え保険契約内容を記載した引受通知書を保険契約者に送付します。ただし、保険契約者から請求がある場合は、保険証券の発行を行います。

第12条

(2) 法定相続人の代表者またはその他の法定相続人が暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業またはその他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると（以下、省略）

て1回とし、保険期間が連続していない場合であっても、保険期間が連続している場合と同様に取り扱います。

第3条

(9)戦争・事変・暴動（備考第5項および第6項参照）、地震・噴火・津波の事故・災害に伴う傷病および原子力施設内で働いたことのある人の原子力の事故・災害に伴う傷病

第4条 当社が当月1日から末日までに保険契約の申込を受けその申込を承諾したときは、承諾した日の属する月の翌月1日午前0時に当社の保険責任を開始します。

削除

2 前項により申込を承諾した場合、保険契約内容を記載した引受通知書を保険契約者に送付します。なお、引受通知書の発信をもって、保険契約が成立するものとします。

第7条 保険契約者から請求がある場合は、保険証券を発行します。

第12条

(2) 法定相続人の代表者およびその他の法定相続人が暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業およびその他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると（以下、省略）

<p>10 初回契約以降の入院給付金、手術給付金、退院後ケア給付金および付帯する特約の給付金の通算支払額が80万円に達した場合、この保険契約は終了します。</p> <p>第21条 責任開始日における被保険者の生年月日に誤りがあった場合、以下のとおりとします。</p> <p>(1)実際の年齢が当社の定める引受範囲外である場合は、<u>保険契約を無効とし、すでに払い込まれた保険料を返還します。</u></p> <p>(2)実際の年齢が当社の定める引受範囲内である場合は、<u>年齢の訂正および保険料の訂正を行います。</u></p> <p>(時効)</p> <p>第24条 給付金の請求権は、支払事由の発生日の翌日から起算して<u>3年を経過した場合、時効により消滅します。</u></p> <p>2 保険料返還の請求権は、返還事由の発生日の翌日から起算して3年を経過した場合、時効により消滅します</p>	<p>10 初回契約以降の<u>請求を異にする</u>入院給付金、手術給付金および付帯する特約の給付金の支払回数が3回以上となった場合または入院給付金、手術給付金、退院後ケア給付金および付帯する特約の給付金の通算支払額が80万円に達した場合、この保険契約は終了します。</p> <p>第21条 責任開始日における被保険者の生年月日に誤りがあった場合、以下のとおりとします。</p> <p>(1)実際の年齢が当社の定める引受範囲外である場合は、<u>保険契約を取り消すことができるとし、最初に保険契約を締結したときに遡って払い込まれた保険料を返還します。</u></p> <p>(2)実際の年齢が当社の定める引受範囲内である場合は、<u>年齢の訂正を行い、最初に保険契約を締結した日に遡って保険料の差額の追徴または返還をします。</u></p> <p>(時効)</p> <p>第24条 給付金の請求権は、<u>給付金請求権者が、第1条に定める給付金の支払事由に該当する入院をしたこと、または手術を受けたことを知った日を起算日として、3年間これを行使しなかったときは、時効により請求権は消滅するものとします。</u></p> <p>2 保険料返還の請求権は、<u>保険契約者またはその相続人が保険契約が終了または契約内容等の変更で保険料の返還が生じることを知った日を起算日として、3年間これを行使しなかったときは時効により請求権は消滅するものとします。</u></p>	
---	--	--

先進医療保障保険特別約款

第1条 この特約の給付金の内容は以下のとおりです。

- 2 先進医療保障給付金と主契約である医療保険の給付金（入院給付金、手術給付金、退院後ケア給付金）および特約である就業不能給付金の合計支払額は、1 保険期間において80万円を限度とします
- 3 先進医療保障給付金と主契約である医療保険の給付金（入院給付金、手術給付金、退院後ケア給付金）および特約である就業不能給付金の給付金請求が重複し、かつ初回契約以降のすべての給付金の通算支払額が80万円を超えたときは、医療保険の給付金（入院給付金、手術給付金、退院後ケア給付金）の支払を優先します。

先進医療保障保険特別約款

第1条 この特約の給付金の内容は以下のとおりです。

2 先進医療保障給付金の支払については、以下のとおり限度を定めます。

(1)先進医療保障給付金と主契約である医療保険の給付金（入院給付金、手術給付金、退院後ケア給付金）および特約である就業不能給付金の合計支払額は、1 保険期間において80万円を限度とします。

(2)初回契約以降の先進医療保障給付金の支払回数が3回以上となった場合または通算支払額が80万円に達した場合、この特約は終了します。

3 先進医療保障給付金と主契約である医療保険の給付金（入院給付金、手術給付金、退院後ケア給付金）および特約である就業不能給付金の給付金請求が重複し、かつ前項第(2)号で規定する限度額を超えたときは、医療保険の給付金（入院給付金、手術給付金、退院後ケア給付金）の支払を優先します。